

—— 神戸大学で学術研究活動に携わる皆様へ ——

学術研究に係る 不正行為の防止に向けて

神戸大学では「神戸大学の学術研究に係る行動規範」(平成18年10月26日制定)を定め、研究者に対しては、学術研究の自由と研究者の自治が保証される必要があることを謳うとともに、研究者自身の倫理的な自律を求めていきます。この行動規範を受け、特に学術研究における不正行為を防止するため、「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」(平成18年10月26日制定)において、構成員(役員、就業規則等の適用を受ける者及び学生並びに本学の施設や設備を利用して研究に携わる者)が、学術研究活動に際し、遵守すべき事項及び、遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めています。

本パンフレットは、上記の内容を明示し、本学における研究倫理の保持・啓発及び学術研究における不正行為を防止することを目的として作成いたしました。

学術研究における不正行為は、学術研究に対する国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させるものです。構成員の皆様は、本パンフレットの内容をご理解の上、責任ある研究活動を意識して研究に取り組んでください。

| | | |
|--|------------------|---|
| | 神戸大学の学術研究に係る行動規範 | 1 |
| | 学術研究活動における不正行為とは | 2 |
| | 研究倫理教育について | 3 |
| | データ保有ガイドライン | 3 |
| | 不正行為防止のための体制 | 5 |
| | 調査の流れ | 6 |



神戸大学の学術研究に係る行動規範

(平成18年10月26日制定)

学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、その成果は、世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するものである。この意味において崇高な営みである学術研究を持続的に進展させるためには、研究者に対し学術研究の自由と研究者の自治が保障される必要があるが、同時に、研究者自身による倫理的な自律が要求される。

学術研究にあっては、その基礎となる数値等のデータが公開され、追試を通じたその成果の再現可能性が確認されてはじめて、その成果の独創性を誇ることができるのであって、架空のデータに依拠することあってはならない。また、学術研究とは、自己の所説と先行業績との差異や優位性を明らかにする行為であるから、先行業績の濫用は排斥されなければならない。更に、学術研究の成果について特許権等を取得する場合には、技術を社会に公開する代償として権利が与えられるという特許制度の趣旨に鑑て、不正な出願を行うことは許されない。

国立大学法人における学術研究は国費である運営費交付金や外部資金等によって支えられていることから、研究資金の不適正な使用は、国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し法的、道義的な責任を負う存在である。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過てば社会に対し深刻な被害を与えるおそれがある素材及び事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

学術研究の過程において、研究者が他人の個人情報に触れる機会は多い。例えば、医学における臨床研究では、ヒトの病状などの個人情報を扱うこととなる。また、大学は教育機関であるから、学生の個人情報も扱うこととなる。したがって、大学において学術研究に携わる者は、個人情報の管理に万全の注意を払うことが求められる。

大学における学術研究は、多数の、そして国籍、性別、年齢等において多様な研究者の共同作業によって支えられている。研究者の業績評価等に際して、国籍、性別、年齢等による差別があつてはならないし、共同作業の過程において、権限の濫用によるハラスメントもあつてはならない。

国立大学の法人化以降、研究者たる教員が企業等の役員を兼ね、弁護士や弁理士等として登録するなどその活動範囲が更に広がっている。これにより、教員が利益相反の事態を招来させる危険性もある。

これらのことから今般、神戸大学において「神戸大学の学術研究に係る行動規範」を定めるものである。神戸大学において学術研究に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことはもちろんのこと、以下に定められた行動規範の遵守についても、今まで以上に厳しい自律が要請されていることを、強く自覚すべきである。

1. 学術研究における不正行為の防止

研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、濫用などの不正行為（ミスコンダクト）を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究・教育環境の整備に努めなければならない。

2. 研究成果の発表の在り方

研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢としなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表類似データの再利用などについて、各研究組織・研究分野・学術誌ごとにある固有の慣例・ルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

3. 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たっては、研究助成（補助、委託）目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費ごとに定められた助成（補助、委託）条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

4. 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、ヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

5. 研究成果・研究材料の共有、守秘義務の遵守、個人情報の保護

研究者は、自らの公表済みの研究成果並びに研究材料を広く研究者コミュニティーに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。一方で、協力研究契約や知的財産権に係るものに関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守しなければならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

6. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。

7. 利益相反の適切なマネジメント

研究者は、自らの研究行動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、情報公開を行って適切なマネジメントを行うものとする。

8. 研究指導者の責務

研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。



学術研究活動における不正行為とは

文部科学省のガイドラインでは、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を特定不正行為と定義しています。神戸大学では学術研究活動において故意又は構成員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為を「不正行為」と定義しています。



捏 造

研究成果の作成又は報告の過程において、データ(実験、観測、観察又は解析により得られる数値又は情報をいう。以下同じ。)として実在しないものを使用すること。



改ざん

研究成果の作成又は報告の過程において実在するデータを改変して使用すること。



盗 用

研究成果の作成又は報告の過程において先行する他人の研究成果(未公表のものを含む。)を他人のものであることを知りながら、それを示さないで使用すること。



その他

上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。



研究倫理教育について

神戸大学では、構成員に向けた研究倫理教育について、以下の基本方針で進めています。

■1.基本方針

- 「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」を活用した研究倫理教育の実施を基本とする。
- 部局単位で希望がある場合は、日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE]」(以下、「研究倫理eラーニングコース」という。)を活用した研究倫理教育の実施も可能とする。

■2.実施方法

(1)教員(特命含む)、教諭、教員以外の研究員等のうち科研費等の研究活動に参画する者、または、申請する可能性のある者(非常勤職員含む)、大学院生・学生のうち科研費等の研究活動に参画する者

- ①「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」を活用する場合は、最低3単元を受講する。
 - ・必須1単元は、「責任ある研究行為について」とする。
 - ・他の2単元は、各部局による選択制とする。
- ②「研究倫理eラーニングコース」を活用する場合は、当該コースの受講を修了する。

(2)役員・事務職員等

- ①「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」を活用する場合は、必須1単元を受講する。
- ②「研究倫理eラーニングコース」を活用する場合は、当該コースの受講を修了する。

■3.研究倫理教育の受講期間等について

対象者は、5年に1度は、「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」等の受講を必須とする。

受講方法等については、所属の担当係へお問い合わせください。



データ保有ガイドライン

神戸大学では、学術研究における研究データ等の保有に関して以下のとおりガイドラインを作成しています。

■ 神戸大学における研究データ等の保存期間等に関するガイドライン (平成27年10月6日施行)

学術研究における研究データ等の重要性については、「神戸大学の学術研究に係る行動規範(平成18年10月26日制定)」(以下、「行動規範」という。)において、「学術研究にあっては、その基礎となる数値等のデータが公開され、追試を通じたその成果の再現可能性が確認されてはじめて、その成果の独創性を誇ることができるのであって、架空のデータに依拠することがあってはならない。」と明記している。

また、行動規範「1.学術研究における不正行為の防止」において、「研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為(ミスコンダクト)を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究・教育環境の整備に努めなければならない。」とし、併せて、「8.研究指導者の責務」において、「研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に發揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。」と明記し、研究者自身の倫理的な自律及び研究指導者の配慮による適正な研究データ等の取扱いを求めている。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」(以下、「文科省ガイドライン」

という。)では、「第2節1(2)研究機関における一定期間の研究データの保存・開示」において、「研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益である。」とし、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことの必要性が明記されている。

文科省ガイドラインの指摘等を踏まえ、本学では、「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」(以下、「規則」という。)第3条第3項において、「構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」とし、構成員の責務として定めている。

上記の行動規範、文科省ガイドライン、規則により、研究データ等の適切な保存・管理等については、各構成員自身による倫理的な自律により、責任を持って対応することが基本となるが、研究データ等の保存・管理等に当たっての基本的な事項について、本学の基準を示し、各部局(学科、専攻、部門等)、または、各構成員の取組みの参考とするため、このガイドラインを策定するものである。

各部局においては、このガイドラインの基準を基本とし、各部局の研究活動の性質等に応じて、各部局(学科、専攻、部門等)レベルで研究データ等の保存期間・管理方法等について、責任・役割分担を明確化したルール等を策定し運用することとする。

1.対象とする研究データ等

このガイドラインにおける「研究データ等」は、本学の構成員による論文や報告等、研究成果の発表のもととなった研究資料(文書、数値データ、画像など)、試料(実験試料、標本)や装置などを対象とする。

2.研究データ等の保存期間

(1)資料(文書、数値データ、画像など)については、原則として、当該論文等の発表後10年間を基本とする。

紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約や保存に多大なコストが必要など止むを得ない事情がある場合には、各部局(学科、専攻、部門等)レベルで別途可能な範囲内で保存年限を設定するか、または、合理的な範囲内で廃棄可能なルール等を定めて運用することを可能とする。

(2)試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、原則として、当該論文等の発表後5年間を基本とする。

ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(例:不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、保存に多大なコストや膨大なスペースが必要なもの(例:生物系試料、構造物等)など止むを得ない事情があるものについては、各部局(学科、専攻、部門等)レベルで別途可能な範囲内で保存年限を設定するか、または、合理的な範囲内で廃棄可能なルール等を定めて運用することを可能とする。

3.研究データ等の管理について

研究データ等の所在や保存年限、廃棄等の状況については、研究データの性質等を踏まえ、可能な範囲内で、各構成員、各研究室主宰者等が記録化すること等により、適正に管理する。

4.退職、転出の際の研究データ等の引継ぎ等

退職・転出する構成員が保有する研究データ等のうち保存すべきものについては、退職・転出前の部局において、管理責任者等(各研究室主宰者等)により、研究データ等の引き継ぎやバックアップ等により保管する、又は、関係する各構成員、各研究室主宰者等が当該構成員との連絡体制を維持すること等により、追跡可能性を確保する。

5.その他

個人情報等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

なお、部局の研究活動の性質等に応じて、各部局(学科、専攻、部門等)レベルで研究データ等の保存期間・管理方法等について、責任・役割分担を明確化したルール等を策定している場合がございますので、所属部局の担当係へお問い合わせください。

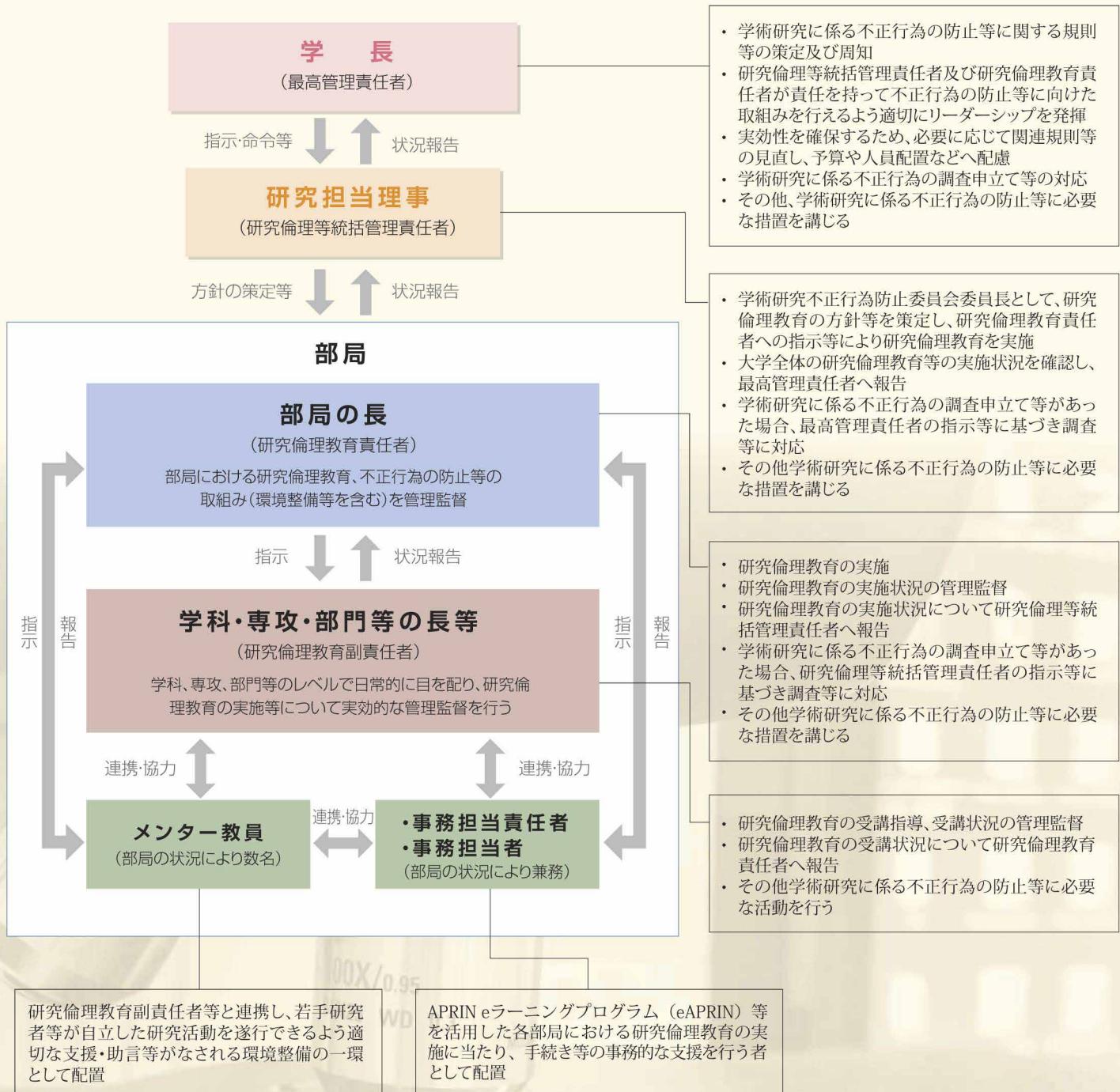


不正行為防止のための体制

神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則

<http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/print/print110000464.htm>

■ 管理体制図(イメージ図)



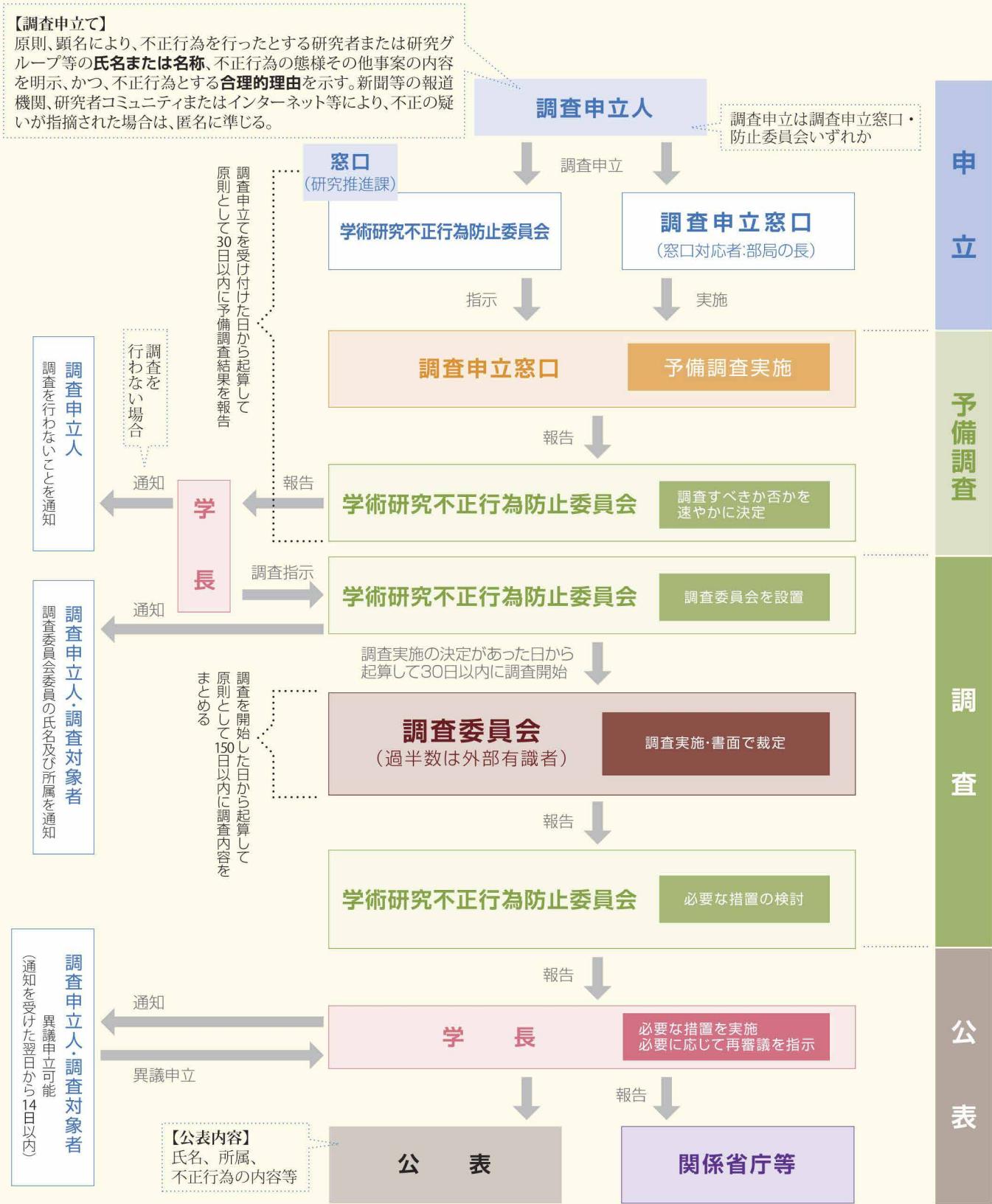
管理体制については、各部局で異なりますので、所属部局の担当係へお問い合わせください。



調査の流れ

学術研究不正行為防止委員会での調査の流れについては、おおむね以下のとおりです。

■ 学術研究不正行為防止委員会での調査の流れ(イメージ図)





通報窓口

各部局等に学術研究に係る不正行為調査申立窓口・窓口対応者を設置しています。
以下のURLをご確認ください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/documents/research/system/academic-norms/huseikouimousitatemadoguti.pdf>

■ 留意事項

- 誰でも、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、調査申立てをすることができます。
- 調査申立ては、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的理由が示されていなければなりません。
- 匿名による調査申立てについて、必要と認める場合には、協議の上、これを受け付けることができます。
- 調査申立ての是非や手続きについて疑問がある場合は、調査申立窓口又は防止委員会に対して相談することができます。
- 調査申立人の秘密の遵守及び調査対象者の保護を徹底します。
- 調査申立てを受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施します。
- 相談をしたことを理由とする職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じます。
- 悪意に基づく調査申立て等を行ってはなりません。悪意に基づく調査申立てが行われたと判定された場合には、氏名及び所属等が公表されます。
- 調査対象者を除く構成員は、調査において、協力しなければなりません。また、防止委員会及び調査委員会の命令に違反したり、又は防止委員会及び調査委員会による調査を妨害してはいけません。

■ 問い合わせ先

◎研究推進部研究推進課

連絡先 ksui-misconduct@office.kobe-u.ac.jp

◎学術研究に係る不正行為防止への取組み(ホームページ)

<http://www.kobe-u.ac.jp/research/system/academic-norms/index.html>